

《果樹経営支援対策事業》を活用しましょう！

優良品目・品種への改植及び新植等の産地計画に基づく構造改革に積極的に取り組む担い手を支援します。

◆ 改植・新植支援《定額補助》※一部定率

※産地計画に記載されている優良品目・品種の植栽が対象

補助内容：伐採・抜根・苗木・土壌改良資材・植栽費等、改植・新植に必要な経費の支援

補助単価：**主要果樹への改植 17万円/10a**
主要果樹の新植 15万円/10a 等

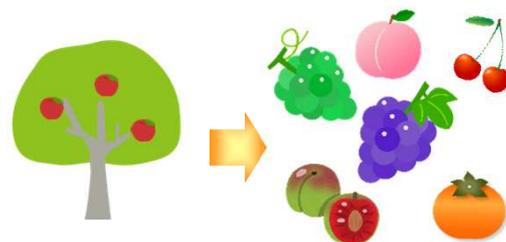
10aあたりの植栽本数の下限を下回る場合は補助対象外

植栽本数の下限：ぶどう：12本 もも：18本 等

※主要果樹以外のその他果樹は、補助率2分の1以内

転換元(例えば
古い品種・老木等)

産地計画に位置づけられた
振興品目・品種への改植



※ 主要果樹：かんきつ類、りんご、ぶどう、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジク
(本県の場合はかんきつ類を除く)

本事業で改植・新植を実施すると《果樹未収益期間支援事業》で植栽後の幼木の栽培管理経費(定額補助22万円/10a)の支援を併せて受けられます！

◆ 放任園発生防止対策《補助単価：主要果樹 8万円/10a(その他果樹補助率2分の1以内)》

補助内容：作業条件の悪い園地や、病虫害の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援(園地は廃園となります)

支援を受けるための主な要件

- 産地の担い手であること(産地計画で担い手とされている者)。
- 実施園地は、農業振興地域内の農用地区域内の農用地(いわゆる青地)であること。
- 一箇所あたりの面積は、以下の要件を満たしていること。
(1) 改植・新植支援、放任園発生防止対策 → 地続きでおおむね2a以上

※計画の申し込みについて※

J Aへ申し込み→J Aで取りまとめ→産地協議会で審査・確認→県基金協会へ提出→県知事の承認→県基金協会から中央果実協会へ提出の流れで計画申請の手続きが行われるため、農家の方がJ Aへの申し込みから計画承認を受け、伐採・抜根等が実施できるまで6ヶ月程度かかります。

計画が承認されるまで苗木の発注や伐採・抜根等着手することができませんので、着工日を考慮して申し込みをお願いします。

本事業は、近年申請が増えており、県単位で補助金枠の配分が行われる可能性があり、産地内で調整を行い、計画を変更していただく場合もありますのでご了承ください。

国の予算がひっ迫しているため、補助金の支払いが翌年度(実施の翌年8月以降)となります。補助金の支払いの時期は、不確定となりますのであらかじめご了承ください。

募集期間：12月～1月初旬まで ※お近くのJ Aへ

※申し込み手続き・書類の提出締切期日等は、J Aの担当者にお問い合わせください。

公益社団法人 山梨県青果物経営安定基金協会 担当：外池(とのいけ)
〒400-8530 甲府市飯田1-1-20 山梨県J A会館2F Tel (055) 232-1527